

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定（通帳式）

1.（預金の支払い時期等）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金を自動解約とする場合は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された預金口座に自動的に元利金を入金します。
- (2) 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とする複利型のこの預金について、当行がやむを得ないものと認めた場合には、据置期間の満了日（預入日の1年後の応当日）以降に1万円以上1円単位の金額で通帳記載の満期日前にこの預金の一部をこれに対する利息とともに支払います。

2.（自動継続）

- (1) この預金を自動継続とする場合は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するとき、満期日の前営業日（継続をしたときはその満期日の前営業日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（自動継続したときはその継続日、以下第1項、第2項および第3項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（自動継続後の預金については第2条第2項の利率、以下これらの利率を「約定利率」といいます。）によって計算します。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とした場合の利息は、次項または第3項によります。
- (2) 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とする単利型のこの預金の利息は、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および通帳記載の中間利払い利率（自動継続後の預金の中間利払い利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払い額（以下「中間払い利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払い日に支払います。
 - ② 中間払い利息については、あらかじめ指定された方法により、次のとおり取り扱います。
 - A 預金口座へ振り替える場合には、中間利払い日に指定口座へ入金します。
 - B 現金で受け取る場合には、中間利払い日以降とし、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。なお、この預金を自動解約または自動継続とする場合は、この取り扱いはしません。
 - C 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払い利息を定期預金とすることができます。この場合には、預入日の1年後の応当日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払い日における当行所定の利率を適用します。中間利息定期預金の元利金は満期日以後に支払います。なお、この預金を自動継続とした場合、中間利息定期預金の元利金は満期日にこの預金に組み入れて継続します。また、この預金を自動解約とした場合、中間利息定期預金の元利金は満期日に指定口座へ入金します。
 - ③ 中間払い利息（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後に支払います。
- (3) 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とする複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後に支払います。
- (4) 前3項により計算した利息について、指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。

- (5) この預金を自動継続とした場合の継続を停止したときの利息（中間払い利息を除きます。）および中間利息定期預金は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (6) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払い利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。
- ① 6か月未満：
解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満：
約定利率×50%（ただし、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×40%、また、預入日の3年後の応当日の翌日から5年後の応当日、預入日の7年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×10%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率、また、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×5%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率）
 - ③ 1年以上1年6か月未満：
約定利率×70%（ただし、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×50%、また、預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×20%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率、また、預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日、預入日の7年後の応当日、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×10%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率）
 - ④ 1年6か月以上2年未満：
約定利率×70%（ただし、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×60%、また、預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×20%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率、また、預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日、預入日の7年後の応当日、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×10%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率）
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満：
約定利率×70%（ただし、預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×30%、また、預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×20%、また、預入日の7年後の応当日、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×10%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率）
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満：
約定利率×70%（ただし、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×90%、また、預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×30%、また、預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×20%、また、預入日の7年後の応当日、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×10%または解約日における普通預金の利率のうちいずれか低い利率）
 - ⑦ 3年以上4年未満：
約定利率×60%（ただし、預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×30%、また、預入日の7年後の応当日、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×20%）
 - ⑧ 4年以上5年未満：
約定利率×70%（ただし、預入日の7年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×40%、また、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×30%）
 - ⑨ 5年以上6年未満：
約定利率×60%（ただし、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×50%）
 - ⑩ 6年以上7年未満：

約定利率×80%（ただし、預入日の10年後の応当日を満期日とした場合は約定利率×60%）

⑪ 7年以上8年未満：

約定利率×70%

⑫ 8年以上9年未満：

約定利率×80%

⑬ 9年以上10年未満：

約定利率×90%

(7) 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とする複利型のこの預金を、当行がやむを得ないものと認めて、据置期間の満了日（預入日の1年後の応当日）以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合には、解約する部分についての利息は本条第6項に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

一部解約後の残金の預金元金（以下「一部解約後の預金」といいます。）についての利息は、一部解約日以降も引き続き約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金について預入金額に応じて階層区分を設けている場合で、一部解約後の預金の金額がこの預金を預け入れたときの階層区分を下回ることとなったときは、一部解約日以降、一部解約後の預金の利息は、この預金の預入日にこの預金と同じ預入期間にて、一部解約後の預金の金額相当額を預け入れた場合に適用される階層区分の店頭表示の利率を適用して計算します。

(8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。

この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取り扱います。

(3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約および書替継続を行いません。

5.（中間利息定期預金）

中間利息定期預金については、次により取り扱うほか、この規定の他の条項を準用します。

(1) 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届け出印鑑を兼用します。

(2) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定によります。

(3) 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。

6.（規定の適用）

この預金は、本規定のほか、定期預金規定（通帳式・共通）および反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

7.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(利息分割受取の特約)

1. 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後または5年後の応当日を満期日とする自動解約または元金自動継続の自由金利型定期預金(M型)について、あらかじめ指定された利息受取周期ごとに利息を分割して受け取る旨の特約をした場合の利息は、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定(通帳式)第3条第2項にかかわらず、預入日からあらかじめ指定された利息受取周期ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払い額(以下「中間払い利息」といいます。)を利息の一部として各中間利払い日に指定口座へ入金します。
2. 各中間払い利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。
3. 利息について、指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。
4. この特約に定めるもののほかは、前記各規定によります。
5. (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上